

資料 3

令和2年度第33回原子力規制委員会
(令和2年10月21日) 資料1
同日の原子力規制委員会において案のとおり決定

九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の 発電用原子炉設置変更許可について（案） —廃棄物搬出設備の設置—

令和2年10月21日
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会は、令和2年1月31日に九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された廃棄物搬出設備（雑固体廃棄物をモルタル充てんし、廃棄事業者の埋設センターへ搬出するための設備）を設置することを目的とする川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和2年9月11日に九州電力から当委員会に対し補正の提出がなされた。

当委員会は、本申請について、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、令和2年9月23日、審査の結果の案を取りまとめ、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴取することとした。

2. 原子力委員会への意見聴取の結果

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、同条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴いたところ、別紙1のとおり「本件申請については、（中略）当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとして原子力規制委員会の判断は妥当である」との回答があった。

3. 経済産業大臣への意見聴取の結果

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の意見を聴いたところ、別紙2のとおり「許可することに異存はない」との回答があった。

4. 審査の結果について

令和2年9月23日に原子力規制委員会において取りまとめた審査の結果の案について、本日付で別紙3のとおり審査の結果として取りまとめる。

5. 発電用原子炉設置変更許可処分について

以上を踏まえ、本申請が原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準のいずれにも適合していると認められることから、同法第43条の3の8第1項の規定に基づき、別紙4のとおり許可することとする。

[附属資料一覧]

- 別紙 1 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（答申）
- 別紙 2 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（回答）
- 別紙 3 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
添付 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（案）
- 別紙 4 川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（案）
- 参考資料 令和2年度第27回原子力規制委員会資料1抜粋

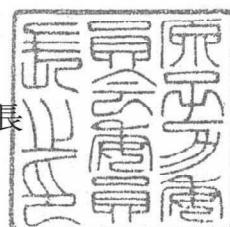


【別紙1】

府政科技第1005号
令和2年10月15日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可 (1号及び2号発電用原子炉施設の変更)について(答申)

令和2年9月23日付け原規規発第2009233号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用についての原子力委員会の意見は、別紙のとおりである。

(別紙)

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第
1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的が商業発電用のためであること
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施
に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付
先である使用済燃料再処理機構から受託した、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律に基づく指定を受けた国内再処理事業者にお
いて再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・
管理するということ
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が
原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事
業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内
に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転し
ようとするときは、政府の承認を受けるということ

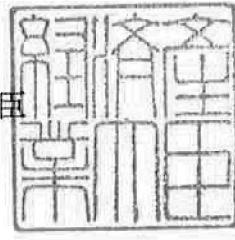
等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では
当該発電用原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核
物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）
から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討
した結果から、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがない
ものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

経　　済　　産　　業　　省

20200923資第24号
令和2年10月12日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣



九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更
許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の
聴取について（回答）

令和2年9月23日付け原規規発第2009233号により意見照会のあつた標記の件については、許可することに異存はない。

【別紙3】

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置 変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更） の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原 子 力 規 制 委 員 会

令和2年1月31日付け原発本第196号（令和2年9月11日付け原発本第168号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成26年9月10日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更ないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る廃棄物搬出設備の設置工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達する計画としている。

申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するためには必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

6. 法第43条の3の6第1項第5号

本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

添付

(案)

九州電力株式会社川内原子力発電所 の発電用原子炉設置変更許可申請書

(1号及び2号発電用原子炉施設の 変更)に関する審査書

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術
的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに.....	1
II	変更の内容.....	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	設計基準対象施設.....	4
IV-1	地震による損傷の防止（第4条関係）	5
IV-2	設計基準対象施設の地盤（第3条関係）	5
IV-3	津波による損傷の防止（第5条関係）	5
IV-4	外部からの衝撃による損傷の防止（第6条関係）	6
IV-5	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第7条関係）	7
IV-6	火災による損傷の防止（第8条関係）	7
IV-7	誤操作の防止（第10条関係）	8
IV-8	安全避難通路等（第11条関係）	8
IV-9	安全施設（第12条関係）	9
IV-10	放射性廃棄物の処理施設（第27条関係）	9
IV-11	放射性廃棄物の貯蔵施設（第28条関係）	10
IV-12	工場等周辺における直接線等からの防護（第29条関係）	10
IV-13	放射線からの放射線業務従事者の防護（第30条関係）	11
IV-14	通信連絡設備（第35条関係）	11
V	審査結果.....	12

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項に基づいて、九州電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）」（令和2年1月31日申請、令和2年9月11日補正。以下「本申請」という。）の内容が、同条第2項の規定により準用する以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの
- (2) 同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するるために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。）
- (3) 同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。）

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）、第2号の規定のうち経理的基礎に係るもの及び第5号の規定（第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること）に関する審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）
- (2) 同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第

1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。）

- (3) 同項第4号の規定に関する審査においては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「設置許可基準規則解釈」という。）

同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則解釈において規定される、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規技発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「火災防護基準」という。）に適合しているかどうかについても確認した。

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参考するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 原子力発電所の火山影響評価ガイド（原規技発第13061910号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (2) 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（原規技発第13061911号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (3) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（原規技発第13061912号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (4) 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（原規技発第13061913号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (5) 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（原管地発第1306191号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (6) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1306192号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (7) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (8) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（原管地発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

3. 本審査書の構成

「III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「IV 設計基準対象施設」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「V 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文 章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、1号炉及び2号炉共用の廃棄物搬出設備を設置するとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを要求している。また、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力についての審査結果を記載する。なお、本申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

申請者は、本申請に係る技術的能力について、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動体制、技術者に対する教育・訓練及び原子炉主任技術者等の選任・配置に係る方針を示しており、令和2年1月29日付け原規規発第2001296号をもって許可した川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（以下「既許可申請」という。）から、技術者、有資格者数等を令和2年4月1日時点に変更している。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、技術者、有資格者数等を令和2年4月1日時点とするものであり、既許可申請の審査において確認した方針から変更がないものであることから、本申請に係る申請者の技術的能力が技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設

本章においては、変更申請がなされた内容のうち、設計基準対象施設並びに重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力に関する審査した結果を示した。なお、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力に関しては、本申請に伴い重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る設備・手順に変更はなく、既許可申請の内容に変更を要さないことを確認した。

申請者は、本申請において、1号炉及び2号炉共用の廃棄物搬出設備を設置するとしている。廃棄物搬出設備は、圧縮固化処理棟と固体廃棄物搬出検査棟からなる廃棄物搬出建屋及び圧縮固化処理棟に設置するベイラ等からなるとしている。

また、固体廃棄物搬出検査棟には、200ℓ ドラム缶約4500本相当を十分貯蔵保管できる能力があるとしている。

なお、雑固体廃棄物の処理工程として固型化材（モルタル）を充てんして雑固体廃棄物のドラム詰めを行う工程を追加するものとしている。

このため、規制委員会は、関連する以下の項目について審査を行った。

- IV-1 地震による損傷の防止（第4条関係）
- IV-2 設計基準対象施設の地盤（第3条関係）
- IV-3 津波による損傷の防止（第5条関係）
- IV-4 外部からの衝撃による損傷の防止（第6条関係）
- IV-5 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第7条関係）
- IV-6 火災による損傷の防止（第8条関係）
- IV-7 誤操作の防止（第10条関係）
- IV-8 安全避難通路等（第11条関係）
- IV-9 安全施設（第12条関係）
- IV-10 放射性廃棄物の処理施設（第27条関係）
- IV-11 放射性廃棄物の貯蔵施設（第28条関係）
- IV-12 工場等周辺における直接線等からの防護（第29条関係）
- IV-13 放射線からの放射線業務従事者の防護（第30条関係）
- IV-14 通信連絡設備（第35条関係）

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。